

## 第22期第5回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月16日(木) 14時00分から14時53分まで
- 2 開催場所 高知市杵形5-37 オリエントホテル高知2階「松竹の間」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柁善、  
中川幸成、畠中悠、前田嘉広、山崎國光、石田実、蔭山純由、益本俊郎、  
川竹佳子、中澤芳江(計15名)
- 欠席委員 なし
- 署名委員 中川幸成、益本俊郎
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長  
漁業管理課 池課長
- 事務局 織田事務局長、井上次長、近澤チーフ、谷口主幹、渡邊主査、加藤主事
- 4 審議事項
  - 第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(機船船びき網漁業)
  - 第2号議案 制限措置の一部変更について(機船船びき網漁業)
  - 第3号議案 定置漁業の免許について(高岡郡四万十町興津横浪幸次掛磔沖)
  - 第4号議案 定置漁業の保護区域に関する委員会指示について(高岡郡四万十町興津横浪幸次掛磔沖)
- 5 報告事項
  - (1) リモート開催時における投票について
- 6 議事内容

織田事務局長 会議に先立ちまして、本日のWeb会議につきまして、ご案内申し上げます。

まず、座席のレイアウトが、普段とはことなります。これは、Web会議用のスクリーンが見やすい配置としたものです。

また、本会議場にご出席の委員様には、発言が許可された場合に、Web会議用のマイクを係の者が持って行きますので、マイクが届いてから発言されるようお願いいたします。

なお、本日の会議については、議事録作成のためWeb録画をさせていただいておりますことを、ご了承ください。

織田事務局長 それでは、ただ今より第5回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員定数15名の内、出席委員は15名です。そのうち、この会議室に直接出席している委員は8名ですが、残り7名は、高知海区漁業調整委員会規程第6条第2項による情報通信機器を活用してのWeb参加となっております。よって、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成

立していることをご報告いたします。

では、会長、お願いいたします。

前田会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

松村部長

第5回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、高知県は9月12日をもって蔓延防止等重点措置は解除されまして、ここ数日、1日の新規感染者数は10名前後ということで、一時期の100人を超えるような急拡大の時から言いますと、少し落ち着いてきておるとそういった状況でございます。本日知事の記者会見で、県の対応の目安を一番上の非常事態から特別警戒に引き下げるということで発表させていただきましたが、引き続き、感染対策はしっかりとしていかなければならないということで、本日の会の招集を申し上げた際には非常事態ということで、感染者数の多い高知市との往来は極力控えましょうということがありましたので、本日は、半数近くの委員の皆様がネット接続によるWeb参加となっております。当委員会としましては、Web開催は初めての試みとなります。Webでの開催にあたって何かとご不便をおかけすることもあるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

さて、本日皆様にご審議をお願い申し上げますのは、報告が1件と議案が4件でございます。

まず、報告させていただくことは、「リモート開催時における投票について」です。本日のようなWebでの出席がある場合に、当委員会の会議規則で定められております議決の方法の中の投票による場合の実施方法についてご確認していただきたいと考えております。

次いで、第1号議案の「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について」と、第2号議案の「制限措置の一部変更について」は、いずれも機船船びき網漁業に関するものです。

そして、第3号議案の「定置漁業の免許について」と、第4号議案の「定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」は、いずれも四万十町興津沖の定置漁業に関するものです。

委員の皆様におかれましては、ご審議のうえ、適切なお意見・ご答申をお願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

きます。よろしく申し上げます。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、欠席委員の報告ですが、本日は全員出席されていることを報告いたします。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、中川委員と、益本委員に申し上げます。

前田会長

今回は、当委員会として、初めてWeb参加を併用したリモート開催となりましたので、議題に入るまえの報告事項として、「リモート開催時における投票について」事務局からの説明をお願いします。

井上次長

それでは、「高知海区漁業調整委員会リモート開催における投票による採決の実施について」という資料をお願いします。

6月21日に開催されました当委員会において、リモートによる会議への参加を可能とするよう、高知海区漁業調整委員会規程を改正しましたが、リモート会議の実施にあたり、投票による採決の取扱いを検討することとなっておりますので、今回、事務局から投票の実施方法を説明いたします。

当委員会の会議規則では、議案の採決について記名又は無記名による投票を用いることができることが規定されています。しかし、リモート開催の場合、会場で投票し、その場で開票することができませんので、資料①から⑤の方法により投票を実施することとします。

まず①、ある議案について投票を行うことが決定した場合、議長はその議案について議決するための委員会の開催日時と開票の際に立会する委員2名を決定します。

②、後日、送付又は海区事務局職員が持参することにより、各委員の皆様投票用紙と封筒を配布します。③、「※1手順」のやり方に従って、投票用紙を封入します。まず、委員の方が記入した投票用紙を無地の封筒に封入し、その封筒をさらに大きな封筒に封入し、封筒の継ぎ目にその委員の方が割り印をします。なお、この封入の作業については、手順に誤りがないよう、事務局職員立ち会いのもと実施します。④、この封筒を事務局職員が回収し、保管します。⑤、①で決めた日時に開催する委員会で開票し、議案の承認又は否決を決定します。開票については「※2開票」にありますように、①で決めた2名の委員立ち会いのもと、保管していたすべての割り印をした封筒を開封し、投票用紙の入った無地の封筒を投票箱に入れます。この時点で、無地の封筒がどの委員のものか、わからなくなりますので、投票箱から無地の封筒を取り出し、開封し、中の投票用紙の

可否の票数を確認し、採決します。

以上の方法により投票を行うこととしますが、投票については、資料の下の方、「参考」にありますように、会議規則第 21 条に規定されているのみで、具体的な方法については定められていませんので、この投票実施方法を定めるにあたり、会議規則を改正する必要はありません。

以上で説明を終わります。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と言う者あり。)

前田会長

ご意見もないようでございますので、本日の議題に入りたいと思います。

第 1 号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(機船船びき網漁業)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは資 1 の 1 ページ目をお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

3 高漁管第 569 号。高知海区漁業調整委員会様。漁業の許可又は起業の認可方針について、別紙案のとおり措置したいので、貴会の意見を伺います。令和 3 年 9 月 8 日。高知県知事濱田省司。

ここからは座って説明させていただきます。

まず、資料について説明いたします。1 ページ目が諮問文、2 ページ目が改正概要、3 ページ目が新旧対照表、4、5 ページが漁業の許可又は起業の認可方針の改正部分の抜粋、6 から 10 ページ目までが今回の操業区域の変更について県に提出された要望書です。

それでは、資料 2 ページ目をご覧ください。今回の漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正は、機船船びき網漁業の安芸・芸西地区における操業区域を変更することによるもので、改正の施行日は 10 月 1 日とする予定です。

資料 8 ページにあります、安芸・芸西地区の操業区域図をご覧ください。今回の変更は、図の左側、操業区域の西端である基点 A を、現在の芸西地区の安芸郡芸西村長谷寄穴嶮県漁場基点第 42 号から芸西地区と隣接地区である手結地区との共同漁業権の境界の基点である、安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点に変更するもので、この変更については、地元及び隣接地区での合意が形成されていることが確認できております。

3 ページ目が新旧対照表となっておりますが、第 10 条の 5 機船船びき網漁業の安芸・芸西地区である操業区域 2 の基点 A を表の左側、安芸郡芸

西村長谷寄穴澗件漁場基点第 42 号を右側の安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点に変更します。

なお、操業区域を表す線は、変更前・後ともに基点Aから磁針方位 185 度の線以東となっております。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第 1 号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（機船船びき網漁業）」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第 1 号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第 2 号議案、「制限措置の一部変更について（機船船びき網漁業）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは資 2 の 1 ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

3 高漁管第 570 号。高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）第 4 条第 1 項第 6 号に掲げる機船船びき網漁業の制限措置等を一部変更したいので、同規則第 11 条第 3 項の規定により諮問します。令和 3 年 9 月 8 日。高知県知事濱田省司。

ここからは座って説明させていただきます。

令和 2 年 12 月の改正漁業法の施行に伴い改正した高知県漁業調整規則第 11 条第 1 項において、知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、「漁業種類」、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」及び「漁業を営む者の資格」に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないことが規定されました。

そのため、令和 2 年 11 月 15 日に開催されました当委員会において、漁業種類ごとの制限措置等について決定し 12 月 1 日に公示しました。

3 ページ目をご覧ください。先ほど、第 1 号議案で許可又は起業の認可方針の機船船びき網漁業の安芸・芸西地区における操業区域を変更について承認をいただきましたので、これに伴い、制限措置を一部変更し、告示をします。

2 ページ目が告示案です。1 号議案と同じく、基点 A を安芸郡芸西村長谷寄穴磔県漁場基点第 42 号から芸西地区と隣接地区である手結地区との共同漁業権の境界の基点である、安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点に変更するもので、改正日は許可又は起業の認可方針と同じく 10 月 1 日を予定しております。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第 2 号議案、「制限措置の一部変更について（機船船びき網漁業）」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第 2 号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第 3 号議案、「定置漁業の免許について（高岡郡四万十町興津横浪幸次掛磔沖）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

近澤チーフ

それでは、第 3 号議案 「定置漁業の免許について（高岡郡四万十町興津横浪幸次掛磔沖）」についてご説明いたします。

資料の 3 を、お願いいたします。1 枚めくっていただきまして、左側の 1 ページの諮問文の朗読から始めさせていただきます。

3 高漁管第 568 号。高知海区漁業調整委員会様。定置漁業の免許について、令和 3 年 6 月 29 日付け高知県告示第 447 号に基づき、四万十海心株式会社から申請がありましたので、漁業法第 70 条の規定により諮問します。令和 3 年 9 月 8 日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

資料の 2 ページ目は、免許の告示案でございます。本日の審議の結果、免許することが適当であるとの答申をいただきましたら、10 月 1 日の高

知県公報に掲載する予定です。

資料をもう1枚めくっていただきまして、3ページ目は、漁業権免許に関するフローです。上半分が海区漁場計画に関する部分で、下半分が免許に関する部分です。左列の下から二つ目の「H委員会での審議」が本日の会議です。AからJまでのアルファベット記号は、次のページの「経過」や「スケジュール」のアルファベットに対応しています。

それでは4ページ「定置漁業の免許の適格性審査資料」をご覧ください。まず一番上の白丸はこれまでの「経過」です。

A令和3年5月25日付けで、知事から、当該漁場計画の設定について諮問されまして、B同月26日の海区漁業調整委員会での審議ののち、C6月21日に公聴会を開催し、引き続き開催した海区漁業調整委員会での審議を経て、D同月22日付けの文書により「諮問のとおり決定することが適当である」との答申をいただき、E同月29日の高知県公報に登載して海区漁場計画の公示を行いました。

免許の申請期間である令和3年8月13日から同年同月27日までに申請した者は、四万十海心株式会社のみでした。

スケジュールとしましては、Hが本日の会議です。審議の結果、免許することが適当であるとの答申が得られましたなら、令和3年10月1日に免許する予定としております。

3番目の白丸「定置漁業の免許の欠格事由について」、ご説明いたします。定置漁業は、いわゆる経営者免許漁業で、その漁業権の内容となっている漁業を直接経営する者に対して免許することになります。漁業法第71条には、免許をしてはならない場合の規定がございます。1申請者が第72条に規定する適格性を有する者でないとき、2海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき、3その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき、4免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき、となっております。

今回の案件では、いずれも非該当であると考えておりますが、1番の申請者が第72条に規定する適格性を有するものでないときについては、次の白丸「定置漁業の免許の適格性について」をご覧ください。

漁業法第72条第1項において、定置漁業権の免許について適格性を有する者は、次のいずれにも該当しない者とされています。

1漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること、2暴力団員等であること、3法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること、4暴力団員等がその事業活動を支配する者であることのいずれにも該当しない者とされており、四万十海心株式会社につ

きましては、いずれも非該当と考えております。

なお、今回の申請者四万十海心株式会社の代表取締役である矢野賢一さんは、平成7年4月に丸正水産株式会社に入社して以来、四万十町で水産物の流通に携わってきた方です。そして、今回の定置漁業を経営するため、昨年10月に四万十海心株式会社を設立し、その事業活動に取り組んでいるところです。

最後の白丸は、「申請内容一覧」です。申請の内容は、海区漁場計画に沿った内容となっており、必要な添付資料も調っております。

次のページは、5ページですが、参考として位置図を添付しております。

最後に、6ページは、漁場計画を公示したときの高知県公報のコピーを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案、「定置漁業の免許について（高岡郡四万十町興津横浪幸次掛濬沖）」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第4号議案、「定置漁業の保護区域に関する委員会指示について（高岡郡四万十町興津横浪幸次掛濬沖）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

近澤チーフ

それでは、資料4をお願いします。

この委員会指示は、先ほどご審議していただきました四万十町興津沖の定置漁業に関する保護区域を設定しようとするものです。

はじめに、保護区域の考え方について、ご説明申し上げます。資料の3ページをご覧ください。

ここからは座って説明させていただきます。

まず、法的根拠ですが、「1 委員会指示についての根拠法令」に載せておりますとおり、漁業法第120条第1項の規定により、海区漁業調整委員会は、必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができる、ということが規定されております。



次の「2 定置漁業の保護区域とは」、四角で囲まれたところを読み上げますと。定置漁業において、垣網や身網、錨やロープなどの施設を保全し、また定置漁業を営むことについて、できる限り支障を生じさせないための手だてとして、漁場区域及びその周辺において、当該定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営んだり、魚道を遮断し、また魚群を散逸させるような行為をさせないために、海区漁業調整委員会の指示によって、そうした制限を設ける区域の範囲を保護区域として定めるもの。ということでございます。

なお、定置漁業の保護区域が、一般的に言って共同漁業権の区域内において設定されることも多く、共同漁業権を持つ地元漁協などとの調整が必要な場合があるので、確認のため、保護区域設定申請書には、これら関係者の同意書を添付することとしております。

そして、「3 本件定置漁業の保護区域設定申請内容」です。

免許予定番号は、定第1,035号、申請者は、四万十海心株式会社です。表の右端に保護区域の内容を記載してあります。前面1,820メートル、後面なし、沖合550メートル、となっております。資料の4ページをご覧ください。実線で囲んだ四角形、少しゆがんだ台形状の区域が定置漁業の免許区域です。この中に、簡単ですが身網や垣網のイメージを書き込んでおります。身網から沖合に向けて550メートル、そこから前面に向けて1,820メートルの、点線で囲まれた区域が保護区域となります。これは、過去に興津大敷漁業生産組合からの申請によって設定していた保護区域と、同じものです。

なお、今回の申請書には、現在この場所で共同漁業権を持っている高知県漁業協同組合の同意書が添付されていることを申し添えます。

最後に、資料の1ページから2ページに掲載しております、高知県公報で公告する「海区漁業調整委員会指示（案）」をご覧ください。1にございます「制限」する内容については、保護区域内及び免許区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りでないとしております。また、3の指示の効力としましては、定置網の身網の敷設時から身網の撤去時まで。4の指示の有効期間は、免許予定日である令和3年10月1日から漁業権の存続期間の末日である令和5年8月31日まで、としております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第4号議案、「定置漁業の保護区域に関する委員会指示について（高岡郡四万十町興津横浪幸次掛落沖）」は、原案のとおり委員会指示を発動するというので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案のとおり委員会指示を発動することに決定いたします。

これをもちまして、本日の議案審議を終了します。

前田会長

なお、本日は、畠中委員から発言したいとの希望があるようにお聞きしておりますが、畠中委員いいですか。

畠中委員

貴重な時間をいただき質問致します。皆さんすでに、ご承知の方もいると思いますが、この件は、7月の出来事でございます。大型まぐろ漁獲規制中にもかかわらず、判明しているだけでも2度にわたりルールを無視して、すくも湾漁協市場に水揚げ競売された経緯があります。このようなことが許されて良いものか否か、県漁業管理課の公平な立場で、冷静なる判断を希望いたします。

ルールを遵守してまじめに事業を行っている県下の漁業者はこの結果を注視しています。県管理課は立場上、ルール違反者を擁護することなく威厳のある対処を望みます。ルールを遵守し、まじめに働く漁民が納得する結果を期待しております。

そして、すくも湾漁協の組合長さんにはお願いですが、組合長はもとより、県幹部漁協員の立場を理解の上、貴組合所属漁業者や組合担当職員に、規制やルールを遵守するよう指導を徹底することを望みます。

幸いにしてにして、貴組合員はルールを遵守し、まじめに漁業運営している、古満目の2つの定置網組合も頑張っておりますので、公平に漁業従事者を指導対応するようお願い致します。

また、県管理課は定置組合の理事会に、この決定した事項を納得いく回答をよろしく申し上げます。以上です。

前田会長

事務局のほうから何か。

池課長

漁業管理課長、池でございます。

先ほど畠中委員からご指摘のありましたくろまぐろの水揚げについて

ですが、7月末に60キロを超す個体が2匹、すくも湾漁協のほうに水揚げされたというふうなことを7月末に私どもの方に情報が入りました。

それで、その当時は採捕停止命令が発令しておりましたので、これは漁業法の違反に関することだということで、うちの方でちょっと聞き取り調査に入らせてもらいました。

それですくも湾漁協の方に市場の担当者の方々に聞きますと、それは養殖のくろまぐろが逃げたもんであったということでございました。

逃げたくろまぐろについてでございますけども、ひと目見ただけで養殖ということが分かるということと、宿毛湾のほうでは周辺で大月町とかでは、くろまぐろの養殖が盛んに行われておりまして、養殖業者の方に聞くと、小割からくろまぐろが逃亡するということは、普通にあるといいますかそんなに珍しいことではないと、こういうふうな意見も聞きました。

それで、私どもの方としては養殖物と分かるのであれば、取扱いについてはちょっとどうしたものかなということを考えておりまして、定置の皆様から指摘もありましたとおりに、そういった、あやふやな取り扱いをしていいものかというふうなご意見もございまして、私ども管理課の方で、水産庁のほうといろいろ協議を今しておるところでございます。

水産庁のほうの見解としましては、現在のところ、今のところですけども、養殖小割から逃亡したものは水揚げの際には、やはり天然物として取り扱うべきじゃないかというふうな見解を今のところ示しております。

それで、水産庁のほうは近々この養殖の小割から逃げ出したくろまぐろの取扱い方針について、近々全国一斉に通知を出すというふうなことを聞いております。

水産振興部としても、採捕停止命令期間中に養殖まぐろが水揚げされたとか水揚げされるというふうな、養殖だからいいんじゃないかというふうな不明瞭な取扱いとかいいますか、採捕停止命令の逃げ道に使われるような取扱いはよろしくないんじゃないかというふうに考えておりまして、近々出されると言っております水産庁の通知に基づきまして、県のほうにも改めて県内の漁業者の方々に、養殖から逃げ出したと思われるくろまぐろについての取扱いについて改めて皆様に通知をしたいと、国の通知に基づいて皆様方に通知をしたいというふうに考えております。以上です。

前田会長

どうでしょう。畠中委員さん。今のような答えで。

畠中委員

他にも委員さんが定置の会でいろんな方が出てますが、補足質問ありませんか。

浦尻委員

先ほど畠中委員からの指摘事項をお話すると、8月26日、同じ定置

の古満目のほうから連絡受けました。そしたらうちの販売課の課長から連絡がありまして、養殖まぐろが入ったというので県に問い合わせをして対応したいという話しがあって、我々としてはいいか悪いかはっきりしてもらったら、すぐそれに従うという話して県の方に投げたという経緯があるんですが、私としては、今日ここで決定するんじゃないくて、もっと前に決定すべきじゃなかったかなと思ってます。

ただ、隠すこととか一切ありませんし私がちょっとするのが遅れたのは大変申し訳なく思ってますので、高知県の定置のみなさん、今後、今の決定事項聞いて逃げたまぐろを我々としては揚げないという形で対応したいと思ってます。

ただ、結果的にここまでくるのに時間がかかったのだけは、こちらが何べんも投げかけてるのに答えが出ずにずっとしてるのは、ちょっとはまずかったかなと、私は県の方に思ってます。

前田会長

以上でいいですか。

浦尻委員

はい。

前田会長

分かりました。県のほうの答えは。

池課長

くろまぐろの取扱いにつきましては、本県は全国で1番と言っていいほど採捕停止命令がかかっておりまして、過去3年間でも大体年間365日のうち100日ぐらいが採捕停止命令がかかっているという、全国でも一番採捕停止命令がかかっているような県でありまして、少しでも天然物を獲れるようにというふうなことも考えておりまして、色々、何とか出来ないかということを考えた時期もございますけども、この今回の件につきましては、その話を聞いてから水産庁にも問合せして、すくも湾の状況なんかを調査していた結果ちょっと一月以上が経過しまして、その点につきましてはちょっと申し訳ないなというふうに思っております。

前田会長

それでは小笠原さんお願いします。

小笠原委員

今、浦尻組合長と課長のほうからお話しいただいたんですが、獲れた当日に、すくも湾漁協としては県のほうに販売を問合せをしたと。それで県としては、即答をしてなかったというように、私感じました。それで、県からの指示がないのに、すくも湾漁協の判断で販売をしたのか、県からいやいや灰色ではあるが販売は構わんでしようというふうな話が来たものか、どちらのものでしょうか。

前田会長

それでは、事務局お願いします。

池課長

くろまぐろの取扱いについては、小割から逃げた養殖のくろまぐろについては過去にも問合せがあったようでして、その時に養殖と分かるのであれば、販売しても構わないといったようなことがあったように聞いております。今回の場合、この7月に60キロ上がった時に、うちにちょっとすぐに問合せがあっただろうかというふうなことはございませんでした。1週間後ぐらいに、他の方面から水揚げされているが、いいのかというふうな問合せがございまして、うちが調査したということでございます。以上です。

小笠原委員

分かったんですが、これすくも湾で組合長以下、というかすくも湾の漁業職員の皆さん、まぐろに関してはプロ的なものですから、見たらすぐというか、養殖か天然かは分かると思うんですね。確かに、本当にその養殖物が逃げたものだったんでしょうか。組合長、お願いします。

浦尻委員

私は、養殖と養殖でないまぐろは、私は現場を離れてますので見てないのが現実なんですけど、ただ先ほど言ったように、やはり皆さんは皆知ってるものとして、こういうふうなまぐろが規定された中で、養殖だから構わないとか、天然だからいけないというんじゃないで、やはりこういう例は私としては出てくるべきだと思っております。

ただ、私の方に情報が入った時に、県のほうと話をした時に早く結論出したい、うちは決定事項に従うという話が出ていますので、ただ今回の件に関しては我々もまずい部分はあったかもしれないんですけど、ただ販売課長のほうから県に電話したかどうかというのは、私確認してませんので、確認させてもらいます。

ただ、こういうふうな皆さんの大切な時間にお見苦しい点をくろまぐろについて、こういう事態が出た事については大変申し訳なく思っております。

今回、県のほうがこういう決定しましたので、我々としても皆さんと同じように対応はしますし、ただ故意にこういうふうなやったことではないことだけは分かって下さい。ただ鹿児島の方かなんかでは、養殖が出回ってるという話でちらっと聞いたんですけど、そういうことも結構あるんですか。

前田会長

事務局お願いします。

西山副部長

副部長の西山でございます。

他県の情報はちょっと我々知り得ておりませんが、水産庁のほうでは、通知を出すに当たって、高知県だけではなくて他県からの情報もちょっと聞き取ってみるというようなことも言われておったようですので、その辺がおいおい明らかになってこようとは思いますが。

申し訳ございません。話しが元に戻りますけれども、今回の件ご相談を受けてから、こうやって正式にお返事をお返しするまで時間がかかってしまったことを、まずはおわびを申し上げます。

ただ、このくろまぐろについては、今後TAC管理の魚種が次々増えていこうという中で、現場の皆さんの頑張りが試されている事例であると我々認識しておりますので、いろいろこういう不明瞭な扱い、どうしたらいいんだろというようなことが今後も出てこようかと思っておりますので、なるべく真摯に素早い対応を心がけたいと、水産庁にも問合せ適切な対応で、最初に畠中委員がご指摘なされたように、真面目にやられてる漁業者が不利益を被らないような対応というのを私ども心がけてまいりたいと思っておりますので、この度のこと、こういう方針を出す方向である、水産庁の正式な表明を今待っておる段階だということ踏まえまして、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

前田会長

畠中さん、どうでしょう。

畠中委員

ここで結論出すということは難しいと思いますが、浦尻組合長さんにはより厳しい言葉と受け止めてくれてると思いますが、過去にもまき網でぶりをまいた経緯があるので、その辺を重々考えて指導していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

前田会長

いいですか。

他にどなたか発言なされたい方はおりますか。他にないようでしたら、最後に、事務局からの連絡事項がありますので、お疲れのところとは思いますが、もう少しお付き合いください。

織田事務局長

事務局から今後の日程につきましてご説明申し上げます。

次回の海区漁業調整委員会は、9月27日月曜日14時からオリエンホテル高知で開催する予定でございます。新型コロナウイルス感染症の状況によりまして、Web開催とするかどうかはもう少し様子を見て決めたいと考えております。

なお、議題につきましては、先日、郵送をさせていただいた事務連絡文書には定置漁業の海区漁場計画設定についてをお伝えしただけでござい

ましたが、他にも「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について」、  
と「制限措置の一部変更について」の議案を予定しております。

開催通知と議案資料につきましては、9月21日に発送する予定です。

またさらに、その次の海区漁業調整委員会の開催を10月15日金曜日、  
午前10時から開催したいと考えております。

普段、海区委員会午後の2時から開催することが多いんですが、この日  
は午前10時からの開催を予定しておりますが、皆様いかがでしょうか。

15日金曜日、午前10時でございます。普段2時からなんですが、この  
日は午前10時からということをお願いしたいと思っておりますが、よろ  
しいでしょうか。

(「はい」という者あり。)

織田事務局長

それではよろしく申し上げます。事務局からは以上でございます。

前田会長

それでは、これをもちまして、第5回高知海区漁業調整委員会を閉会と  
いたします。本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第22期第5回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 中川 幸成 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 益本 俊郎 \_\_\_\_\_